

平成31年度

沼津市民エコプロジェクト支援補助金

Q&A

生活環境部 環境政策課 環境企画係

## 目次

- Q1 近年発足し活動経験が少ない団体です。当制度を活用したいと思いますが経験は必要でしょうか。
- Q2 「市内に活動拠点又は連絡先」とありますが、事務所がなければ対象とならないのでしょうか。
- Q3 団体が、市から運営費の補助を受けておりますが、この場合は申請ができないのでしょうか。
- Q4 他の団体と合同で活動を実施することを考えています。その場合、申請はそれぞれの団体で行ってもよいのでしょうか。
- Q5 提出書類に、団体の会則・規約・定款など団体の概要がわかるものとありますが、任意の参加者で集まった会のため、これらのものはありませんが申請できますか。
- Q6 具体的にどのような活動が対象になるのでしょうか。
- Q7 「営利を目的としない活動」とありますが、参加者から参加費を徴取して行う活動は対象となりますか。
- Q8 これまでも定期的に行っていた活動について、申請は可能でしょうか。
- Q9 総費用が10万円以上の活動についても申請できるのでしょうか。
- Q10 チラシ等の印刷のため団体関係者が所有する機器を利用した場合に発生した経費については補助対象になるのでしょうか。
- Q11 会員または構成員から、荷物搬送のためトラック等を借りた場合、使用料を計上することは可能ですか。
- Q12 活動の変更申請はどのような場合に行うのでしょうか。
- Q13 収支決算書に添付する領収書は、どの様な形で提出すればよいのでしょうか。
- Q14 収支が黒字となりました、その場合受け取った補助金はどのようになるのでしょうか。
- Q15 平成31年度の交付対象数はいくつでしょうか。
- Q16 活動を5カ年計画で検討しています。一度交付を受けた場合、翌年度以降も補助は受けられるのでしょうか。

## 資格について

Q1 近年発足し活動経験が少ない団体です。  
当制度を活用したいと思いますが経験は必要でしょうか。

A1 結成からの年数、経験は問いません。募集要項の資格に該当していれば対象となります。

Q2 「市内に活動拠点又は連絡先」とありますが、事務所がなければ対象とならないのでしょうか。

A2 任意団体の場合などでは、代表者や事務担当者の自宅等が団体の連絡先となっていることが多く見られます。その方の住所及び活動場所が市内であれば、申請が可能です。

Q3 団体が、市から運営費の補助を受けておりますが、この場合は申請ができないのでしょうか。

A3 当該活動を含む事業費に対し補助を受けている場合は、その活動は応募の対象外となります。団体の運営費を用途として補助を受けている場合は、申請が可能です。

Q4 他の団体と合同で活動を実施することを考えています。その場合、申請はそれぞれの団体で行ってもよいのでしょうか。

A4 申請は活動単位となります。他の団体と共同で実施する場合は、事前に代表となる団体を決めただ上で、一活動として申請してください。

Q5 提出書類に、団体の会則・規約・定款など団体の概要がわかるものとありますが、任意の参加者で集まった会のため、これらのものがありませんが申請できますか。

A5 活動にかかる会計上の責任者を明確にしておいていただく必要がありますので、代表者、会員、会計について取り扱いを定めたものを整備していただければ、会則・規約・定款と同様のものとみなしますので、申請は可能です。

## 対象となる活動について

Q6 具体的にどのような活動が対象になるでしょうか。

A6 活動例を以下に示します。また、平成30年度補助交付対象となった活動を紹介します。

<活動例>

区分	活動例
自然環境の再生、創造に関する活動	河川の浄化実験 見学や訪問を目的とした湧水や川、海岸、山林の整備
生物多様性の保全に関する活動	自然観察会 自然生物調査
省資源、省エネルギーに関する活動	不用品交換会 マイカー自粛、自転車利用等の啓発イベント
環境教育及び環境意識の啓発に関する活動	勉強会・講演会などの環境学習 イベントの実施やチラシの配付
地産地消の推進に関する活動	農林水産業体験イベントや見学ツアー 地場産品コンテスト

<平成30年度対象活動（補助金交付部門）>

活動名	活動内容
愛鷹運動公園内沼津市有林 遊歩道周辺の侵入竹・雑木除採およびチップ化活動	愛鷹運動公園内散策路周辺のあれた放置竹林等を整備し、皆伐した竹を粉砕する機械でチップ化するなど安全な環境づくりに努める活動
廃食油のリサイクルせっけん作りと環境勉強会・衣類を世界でリユース活動	廃食油リサイクルせっけん製造、地元幼稚園での環境教育の実施、廃食油せっけんによるリサイクル・環境に関する研修会に参加し、環境保全啓蒙活動での情報発信
沼津のまちを世界一綺麗にする「根こそぎ清掃活動」	原則として毎週日曜日に清掃を行い、「根こそぎ清掃」として美化状態の長期維持を目指す 夏休みにこどもと一緒に清掃し、分析方法やリサイクルを行うための勉強会の実施
地産地消普及促進活動	遊休農地の畑を借りて、野菜を栽培・収穫し、地元住民を中心に販売を行い、地産地消を目指すとともに、地産地消を継続発展させるために環境教育等の実施
家庭用照明・防犯灯 LED化推進活動	LED化を促進するため、自治会を対象とした勉強会等の開催
環境学習会の教材づくりと紙芝居等による環境学習会の開催	昨年度作成した紙芝居を活用した環境勉強会の開催、環境勉強会のための新たな教材づくり

市ホームページにこれまでに補助金を交付した活動を紹介しています。

アドレス：<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/sumai/kankyo/torikumi/ecopro/index.htm>

上記はあくまで例示です。個別の活動における対象としての可否はご相談ください。

Q7 「営利を目的としない活動」とありますが、参加者から参加費を徴取して行う活動は対象となりますか。

A7 対象になりますが、営利を目的としたものではないことが条件となるため、原則として参加者個人に係る実費相当の徴取を行うものであることが要件となります。

Q8 これまでも定期的に行っていた活動について、申請は可能でしょうか。

A8 新規の活動のみを対象としたものではありませんので、申請は可能です。  
但し、本事業は活動の更なる活性化・拡大を目的としたものであり、その点は交付対象選定の際の審査基準になります。

#### **補助対象経費について**

Q9 総費用が10万円以上の活動についても申請できるのでしょうか。

A9 申請は可能ですが、1件の補助額は10万円を限度としております。また、申請状況及び審査の結果により、交付決定される場合においても、申請額に対し減額決定となる場合があります。いずれにしても、交付額を超える事業費相当分については、自己負担となります。

Q10 チラシ等の印刷のため団体関係者が所有する機器を利用した場合に発生した経費については補助対象になるでしょうか。

A10 団体等が所有する機器を使用する際の機器使用料については、補助の対象外となりますが、個別に紙やインクを購入した場合の経費については消耗品費として対象となります。

Q11 会員または構成員から、荷物搬送のためトラック等を借りた場合、使用料を計上することは可能ですか。

A11 車両についての経費は、レンタカー、船舶またはバス借り上げを利用した場合に発生する経費を対象とします。よって構成員の保有する車両の使用料は対象外となります。

## 活動の変更・実績報告について

Q12 活動の変更申請はどのような場合に行うのでしょうか。

A12 内容の変更に伴い活動に係る費用の総額が変更になることが明らかな場合は必ず変更を申請してください。また、イベント等を実施する場合で、メインとなる日程や場所、内容が変更となる場合も申請が必要です。関連する会議や勉強会の日程、内容ほかスケジュール等の軽微な変更、補助対象経費内における費目の変更等については変更申請は不要です。但し、活動は計画書どおりに実施していただくことが原則であり、交付決定においてもその活動の実施の実現性を踏まえて審査を行いますので、計画を作成する時点で関係する各所との調整を図っておくことをお願いします。また、計画書に基づき交付決定を行うため、活動の目的や活動内容の著しい変更は認めません。変更を検討する際には、事前にご相談ください。

Q13 収支決算書に添付する領収書は、どのような形で提出すればよいでしょうか。

A13 A4判の紙に、科目毎にわけて領収書のコピーを張り付けてください。その際、交付決定額に対する支出相当分以上は必ず添付してください。また、領収書の内訳がわかる表があれば併せてつけていただき、ない場合は紙の余白に品名等を記載してください。

Q14 収支が黒字となりました、その場合受け取った補助金はどのようになるのでしょうか。

A14 実績報告書を提出していただき、補助金の額の確定をしますが、その際に補助金を除いた収入が支出を上回った場合は、補助金交付額はゼロとなります。概算払いを受けている場合は、全額返還していただくことになります。また、当初見込んでいた収入より実際の収入が多い場合、また、必要な経費が少なかった場合なども、補助金の一部を返還していただく場合があります。なお、当初見込んでいた収入が実際の収入より少ない場合、また必要な経費が多かった場合などの、補助金の追加交付はできません。

## その他

Q15 平成31年度の交付対象数はいくつでしょうか。

A15 本事業は、活動数の制限はなく予算額の範囲内で補助を行うものになります。平成31年度の補助事業の予算額は50万円です。10万円の申請案件なら5件程度の補助が可能ですが、申請状況や審査の結果により、交付決定される場合においても、申請額に対し減額決定となる場合があります。

また、同一団体による活動については同一会計年度において2件の交付を上限としています。

Q16 活動を5カ年計画で検討しています。一度交付を受けた場合、翌年度以降も補助は受けられるでしょうか。

A16 同一の活動に対する交付回数は3回（3箇年）を限度としております。但し、申請に対する交付決定は単年度ごとに実施するため、一度の交付決定が翌年度以降の交付を保証するものではありません。なお、申請に係る計画書は当年度実施する内容について記載してください。